

コンテンツ強化専門調査会（第2回）における主な意見

1. コンテンツの海外展開の促進について

- ・ スペインでは映画の宣伝プロモーション費を政府が補助している。日本政府も、映画産業に対する支援を明確に打ち出すべきである。
- ・ 国にはコンテンツをどう流通させるのかということをもう少し考えてほしい。国が主導しないと遅れを取る。アメリカの流通の仕組みを日本の放送局は知らない。また、人脈をどう作るかが重要である。
- ・ コンテンツファンドは、映画の企画開発だけではなく、製作に対しても支援すべきである。また、製作された映画は公開されないと意味がないので、いずれは宣伝に対しても協力するようになれば良い。
- ・ 「ポケモン」はアメリカで物凄くヒットしたが、その収入はほとんどアメリカに持って行かれた。それを日本側に留保するためにはそれなりの戦略が必要である。
- ・ 国際共同製作や映像のライセンスビジネスについて民間の取組は大分進んでいるが、未だに出資のリスクが大きい。他国では世界に通用するような作品を製作するための費用を国が支援するという枠組みが存在している。それに比べて日本は民間の動きをサポートするような形になっていない。
- ・ ネットの時代では、コンテンツを実際にどのような形で配信できるのかということが重要であるから、ネット上でどのような障壁があるのか政府には認識してもらいたい。中国のあるファイアウォールは、中国人に見せたくない特定のサイトを見えないようにすることができてしまう。このような形のコンテンツ規制にどう対応するのかについては、政府には大きな課題として考えてもらいたい。

2. 人材育成について

- ・ アメリカでは美術と音楽の授業をほとんど行っていない小学校が非常に多いのに対し、日本はそれらをきちんと行ってきており、これが日本のクリエイティビティを支えてきた。小学校や中学校の美術や音楽の先生の地位の向上を図ることが、コンテンツ産業の人財を育成していく基礎になる。
- ・ 海外クリエイターの招聘事業については、日本に連れてきて講演させるというようなことに予算を使うのならば、ネットで日本のクリエイターと交流している人を日本に連れてくるなど、ネットを活用した方が、コストパフォーマンスも高く、その後にもつながる。
- ・ 教材をデジタル化したり、それをネット上で教員同士が共有したりしようとすると著作権法上の問題が生じるが、法に触れないようにするためには、教員が自分で書いた文章や無償で提供されている素材など限られたものしか使うことができなくなり、教材の質が落ちると考えられる。これについて何らかの手当てをすることはできないか。
- ・ コンテンツの流通、特に海外展開については、非常に複雑な法律問題が出てきているので、もっと弁護士を活用すべきである。
- ・ コンテンツファンドは弁護士を中に取り込んで教育する必要がある。
- ・ せっかく法科大学院があるのだから、文科省には、弁護士の教育に真剣に取り組んでもらいたい。

(以上)